

## 入札実施指針の変更に関する意見（案）

令和 5 年 7 月 13 日

調達価格等算定委員会

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 5 条第 9 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、再エネ特措法に基づく入札実施指針の変更に関して、以下のとおり、調達価格等算定委員会の意見を取りまとめた。

経済産業大臣におかれては、本意見を尊重して、入札実施指針の変更を行うことを求める。また、パブリックコメント等を実施した結果として、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に本委員会の意見を聴くように求める。

## 1. 入札参加資格に関する基準

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき認定申請時に求める関係法令の許認可<sup>1</sup>の取得に関し、入札対象案件については、認定申請時までを求める。

## 2. 落札者決定の取消し事由

- 施行規則の規定に基づき認定申請時までを取得を求める関係法令の許認可を、認定申請時までを取得できなかったこと<sup>2</sup>について、落札者決定の取消

<sup>1</sup> 当該再エネ発電事業の実施に当たって必要となる許認可であって、以下のものを指す。

① 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）における林地開発許可

② 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の許可

③ 砂防三法（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号））の許可

<sup>2</sup> 法又は条例に基づく環境影響評価手続の対象となる風力発電事業については、当該関係法令の許認可を

し事由に追加する。

### 3. 施行時期

- 認定申請時までに関係法令の許認可の取得を求める施行規則の施行日<sup>3</sup>後に事業計画受付〆切が到来する下記の入札から適用する。それより前の入札については、なお従前の例によるものとする経過措置を設ける。

太陽光：第 18 回入札（令和 5 年度第 3 回入札）

陸上風力<sup>4</sup>・着床式洋上風力<sup>5</sup>・バイオマス：令和 6 年度に実施される入札

以 上

---

認定後に取得することを認めるが、認定から 3 年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うこととする。認定から 3 年以内に許認可を取得し終えることができなかった場合は、認定取消しとともに、落札者決定を取り消す。

<sup>3</sup> 令和 5 年 10 月 1 日とすることが予定されている。

<sup>4</sup> 陸上風力の第 3 回入札において、入札容量が 1.3GW を超える場合には、令和 5 年度内に追加の入札を実施することとされている。当該追加の入札を実施する場合には、当該追加の入札から適用することとする。

<sup>5</sup> 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）適用外のことを指す。